

看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書の作成手引き

1. 「令和6年2月から5月までの間における当該診療報酬を算定する病棟の1日平均入院患者数（B）」の算出方法について

- ・各診療報酬を算定する病棟毎に、令和6年2月1日から5月31日までの延べ入院患者数の実績（期間中の各日の当日末在院患者数＋退院患者数の合計）を、当該期間中の延べ日数（121日）で除して、小数点以下の端数を切り上げた数とする。
- ・なお、同じ診療報酬を算定する病棟を複数持つ医療機関においては、上記により算定した同じ診療報酬を算定する病棟の入院患者数をまとめて、賃金改善報告書の（B）欄に記載する。

2. 「令和6年2月から5月までの各月において各病棟で勤務する看護補助者の常勤換算数の平均値（D）」の算出方法について

- ・2月から5月までの各月において各診療報酬を算定する病棟に勤務する賃金改善を行った看護補助者の常勤換算数を算出し、4ヶ月分を合計したものを4で除して、小数点第2位以下の端数を四捨五入した数とする。

例）当該病棟で勤務する常勤換算した看護補助者の人数が、
2月：5.25人、3月：5.375人、4月：6.5人、5月：6人の場合。
 $(5.25人 + 5.375人 + 6.5人 + 6人) \div 4 = \underline{5.8人}$

<常勤の看護補助者の人数の算出方法>

- ・常勤の看護補助者が、同じ病棟で1ヶ月勤務する場合には、当該病棟の看護補助者1人として計上する。

ただし、月途中での退職や採用、他の病棟への異動などにより、1ヶ月間のうちで勤務しない日が生じる場合には、当該月の勤務日数（又は勤務時間数）を、退職しなかったとした場合の月の勤務延日数（又は延時間数）で除して人数を算出する。

例）1日8時間・月20日勤務予定の看護補助者が、月途中、5日間勤務後に退職した場合、当該病棟における人数として、以下のとおり算出する。
 $40時間（8時間 \times 5日） \div 160時間（8時間 \times 20日） = \underline{0.25人}$

- ・また、複数の病棟において勤務をしている看護補助者については、それぞれの病棟における勤務日数（時間数）に応じて、上記の計算により人数を算定する。

例）1日8時間・月20日勤務する看護補助者が、a病棟で5日間勤務、b病棟で15日勤務した場合、以下のとおり算出する。
a病棟分： $40時間（8時間 \times 5日） \div 160時間（8時間 \times 20日） = \underline{0.25人}$
b病棟分： $120時間（8時間 \times 15日） \div 160時間（8時間 \times 20日） = \underline{0.75人}$

＜非常勤の看護補助者の人数の算出方法＞

- ・非常勤の看護補助者については、当該看護補助者の1ヶ月間の勤務時間を4で除して1週間の勤務時間を算出し、これを当該医療機関における常勤の看護補助者の週当たり勤務時間で除して、人数を算出する。

ただし、当該医療機関における常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

例) 常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が40時間である医療機関において、月54時間勤務する場合、当該病棟における人数として、以下のとおり算出する。

$$13.5 \text{ 時間 (54 時間} \div 4) \div 40 \text{ 時間} = \underline{0.3375 \text{ 人}}$$

- ・なお、非常勤の看護補助者が複数いる病棟について、非常勤の看護補助者全員の1ヶ月分の勤務時間を積み上げたものを4で除した上で、これを1週間の当該医療機関の常勤の看護補助者の通常の勤務時間で除して、人数を算出する。

例) 常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が40時間である医療機関において、看護補助者Aが月54時間、看護補助者Bが月100時間、看護補助者Cが月75時間勤務した場合。

$$57.25 \text{ 時間 ((54+100+75) 時間} \div 4) \div 40 \text{ 時間} = \underline{1.43125 \text{ 人}}$$

3. 「補助対象期間（令和6年2月1日～5月31日）における各病棟で勤務する看護補助者の実際の処遇改善額（G）」の算出方法について

- ・各病棟に勤務する看護補助者に係る令和6年2月1日～5月31日までの4ヶ月分の賃金として実際に支払われた額のうち、賃金改善された額と当該賃金改善額に対する法定福利費に相当する額の合計額を計上する。（以下、計算例）

	賃金改善内容	2月～5月分の賃金改善額等の計算	金額
看護補助者A (常勤)	月額給与 250,000 円を 256,000 円に引上げ	(賃金改善額 6,000 円＋法定福利費 990 円) × 4 ヶ月	27,960 円
看護補助者B (非常勤)	時給 1,500 円を時給 1,540 円に引上げ	(賃金改善額 40 円＋法定福利費 7 円) × 280 時間※ 4 ヶ月分の延べ勤務時間	13,160 円
合 計			<u>41,120 円</u>

- ・複数の病棟において勤務をしている看護補助者については、それぞれの病棟における勤務日数（時間数）を踏まえて按分するなどにより、それぞれの病棟分の賃金改善額等を計上すること。なお、按分する際の端数の処理は任意の方法でよいが、各病棟に計上した賃金改善額の合計が当該看護補助者に対する賃金改善額の実支払額を超えないように、適切に計上すること。

例) 法定福利費を含め月額 6,990 円の賃金改善のあった看護補助者が、2月～5月までの間、a病棟で20日間勤務、b病棟で60日勤務した場合、以下のとおり算出する。

$$a \text{ 病棟分: } 6,990 \text{ 円} \times 4 \text{ ヶ月} \times 20 \text{ 日} / 80 \text{ 日 (20 日} + 60 \text{ 日)} = \underline{6,990 \text{ 円}}$$

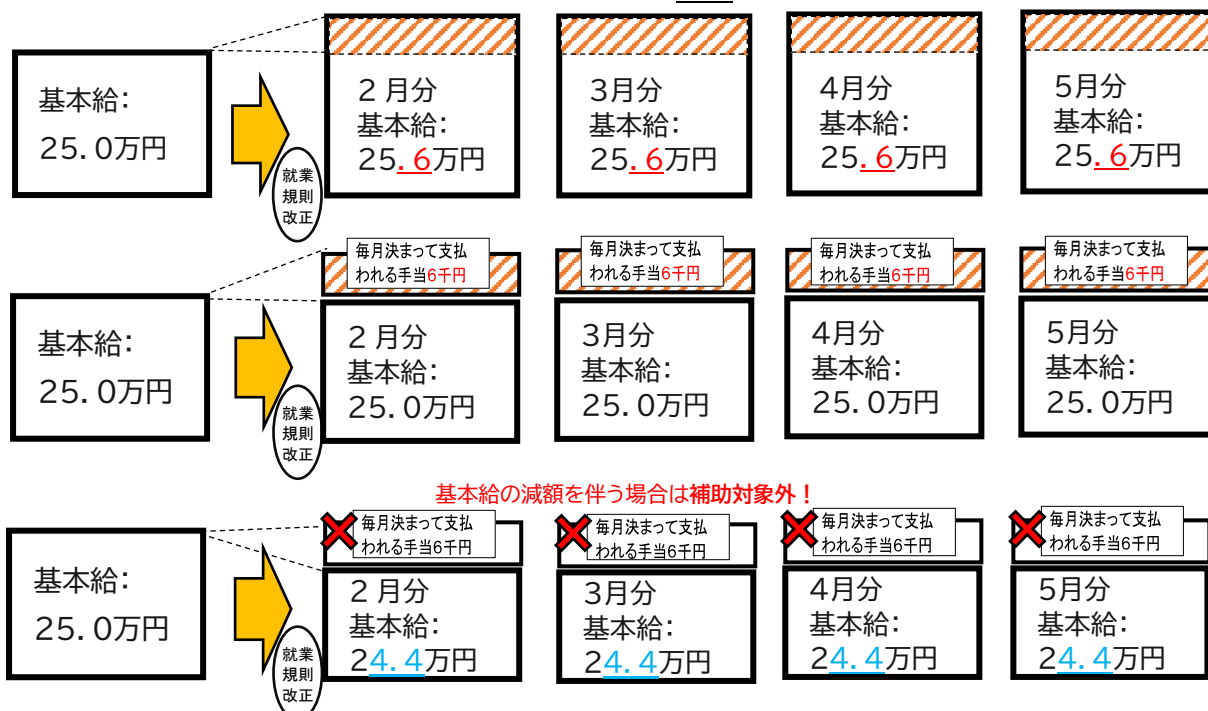
$$b \text{ 病棟分: } 6,990 \text{ 円} \times 4 \text{ ヶ月} \times 60 \text{ 日} / 80 \text{ 日 (20 日} + 60 \text{ 日)} = \underline{20,970 \text{ 円}}$$

(参考) 補助対象となる賃上げ額の算出方法

※補助対象となるのは、 (網掛け部分)

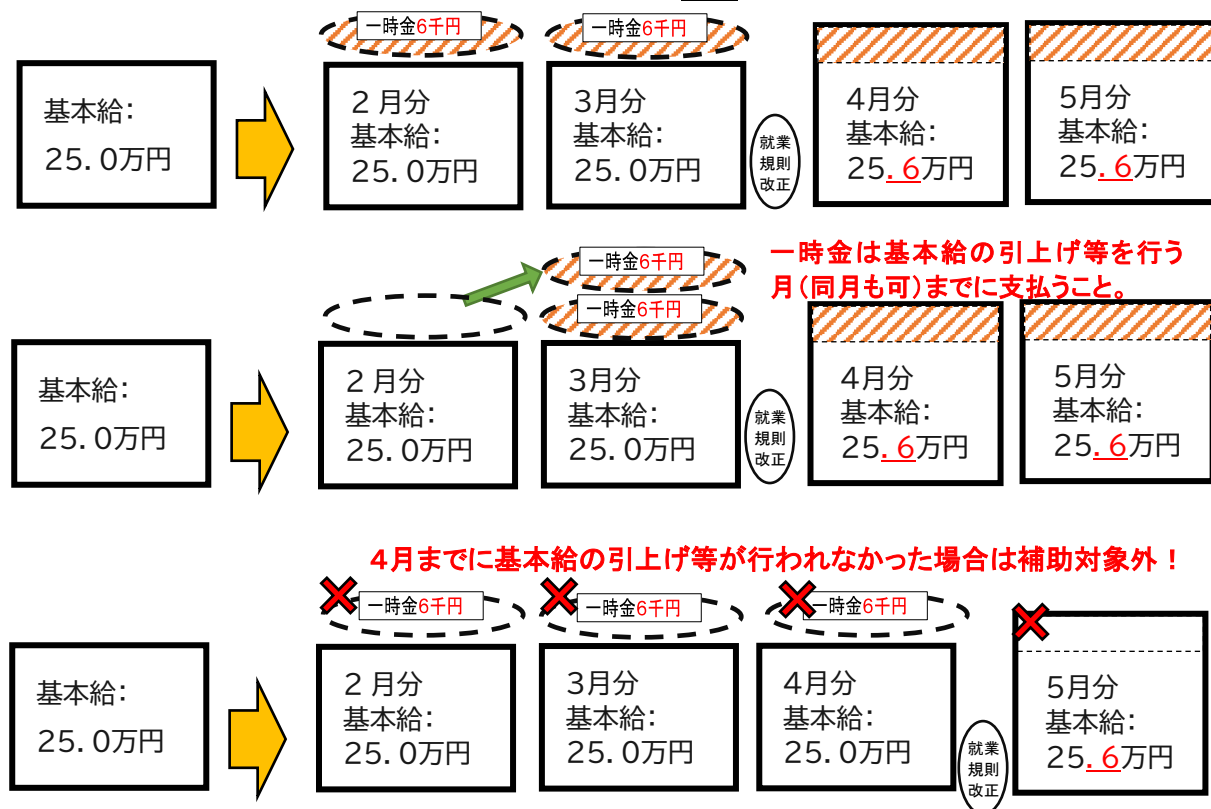
○2月から賃上げを行う場合 (基本形)

<賃上げ前(～令和6年1月)> <賃上げ後(令和6年2月以降)>



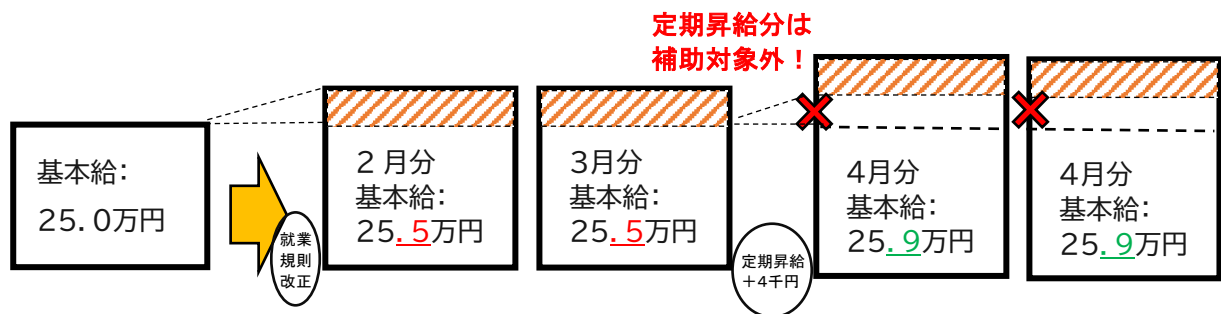
○就業規則等の変更に時間を要する場合の取り扱い

<賃上げ前(～令和6年1月)> <賃上げ後(令和6年2月以降)>



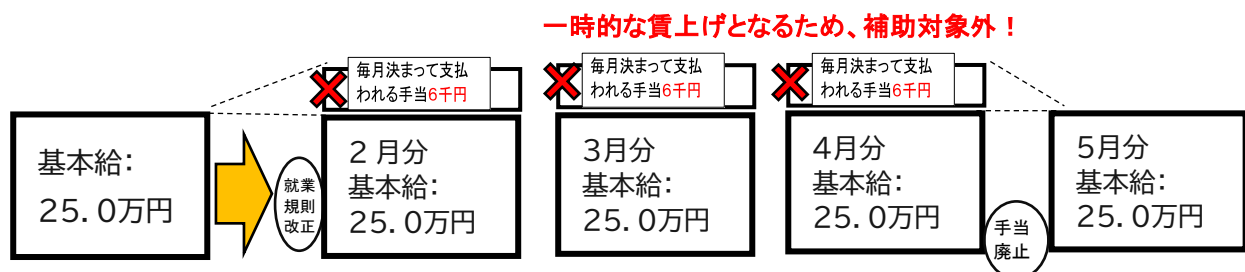
○賃金改善実施期間中(令和 6 年 2 月～5 月)に定期昇給が行われる場合の取り扱い

<賃上げ前(～令和6年1月)> <賃上げ後(令和6年2月以降)>



○賃金改善実施期間中(令和 6 年 2 月～5 月)に賃上げをやめた場合の取り扱い

<賃上げ前(～令和6年1月)> <賃上げ後(令和6年2月以降)>



○別紙様式1に看護補助者の数や賃上げ額等を記載する際の取り扱い



a 病棟（20床）：「A101 療養病棟入院基本料」を算定

○一日平均入院患者数：18.5人 → 別紙様式1の(B)欄に19人と記載

※小数第1位以下の端数を切り上げ

○看護補助者の配置

(常勤換算数の平均値)

(賃上げ額※4か月分)



看護補助者(常勤)

常勤・非常勤を
まとめた人数

5.25人

賃上げ額
法定福利費等

100,800 円(5.25人分)
16,632 円(5.25人分)



看護補助者(非常勤)

別紙様式1の(D)欄に5.3人と記載
※小数第2位以下の端数を四捨五入

別紙様式1の(G)欄には
117,432 円 と記載



みなし看護補助者(常勤)

⇒ 補助対象外！

当該病棟に勤務する看護補助者の数や賃上げ額には含めない

○同じ診療報酬を算定する病棟は合算した数字を記載する。

b 病棟（20床）：「A309 特殊疾患病棟入院料」を算定

○一日平均入院患者数：17.0人

○看護補助者の配置

(常勤換算数の平均値)

(賃上げ額※4か月分の実績)



看護補助者(常勤)

6人

賃上げ額
法定福利費等

144,000 円(6人分)
23,760 円(6人分)

c 病棟（30床）：「A309 特殊疾患病棟入院料」を算定

○一日平均入院患者数：25.5人

○看護補助者の配置

(常勤換算数の平均値)

(賃上げ額※4か月分の実績)



看護補助者(常勤)

10人

賃上げ額
法定福利費等

240,000 円(10人分)
39,600 円(10人分)

別紙様式1の(D)欄に16人と記載

別紙様式1の(B)欄に43人と記載

別紙様式1の(G)欄には
447,360 円 と記載

○看護補助者を配置要件とする診療報酬を算定していない病棟における看護補助者の賃上げ分については、「上記、診療報酬を算定する病棟以外で勤務する看護補助者の数及び賃上げ額」欄に、まとめて記載する。

d 病棟（50床）：実施要綱に示す診療報酬を算定していない病棟

○一日平均入院患者数：45.5人

○看護補助者の配置

(常勤換算数の平均値)

(賃上げ額※4か月分の実績)



看護補助者(常勤)

1人

賃上げ額
法定福利費等

24,000 円(1人分)
3,960 円(1人分)

e 病棟（100床）：実施要綱に示す診療報酬を算定していない病棟

○一日平均入院患者数：80.2人

○看護補助者の配置

(常勤換算数の平均値)

(賃上げ額※4か月分の実績)



看護補助者(非常勤)

0.75人

賃上げ額
法定福利費等

18,000 円(0.75人分)
2,970 円(0.75人分)

患者数は別紙様式1に記載しない

別紙様式1の(D)欄に1.8人と記載

別紙様式1の(G)欄には
48,930 円 と記載

記載例

看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書（病院分）

保険医療機関コード

保険医療機関名

項目		令和 6 年 2 月から 5 月までの間に 1 日平均入院患者 数(B)	当該診療報酬を算 出する ※ (B)/(A) × 5	令和 6 年 2 月から 5 月までの各月におい て各病棟で勤務する 看護補助者の常勤換 算数の平均値 (D) ※賃金改善を行った者	補助対象看護補助 者数 (E) ※ (C) と (D) を 比較して少ない数に 4 を乗じた人数	補助基準額 (F) ※(E)に6,990円 を乗じたもの	補助対象期間（令和 6 年 2 月 1 日～5 月 31 日）における各病棟 で勤務する看護補助 者の実際の処遇改善 額 (G) (単位：円)
A101 療養病棟入院基本料	20	19	5	5.3	20.0	139,800円	117,432円
A306 特殊疾患入院医療管理料					0.0	0円	
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A309 特殊疾患病棟入院料	20	43	15	16	60.0	419,400円	447,360円
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A312 精神療養病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A314 認知症治療病棟入院料	25		0		0.0	0円	
A318 地域移行機能強化病棟入院料	37.5		0		0.0	0円	
A319 特定機能病院リハビリテーション病 棟入院料	30		0		0.0	0円	
A207-3急性期看護補助体制加算 ※同一病棟については、以下のいずれか 1 つの加算項目にのみ計上すること。							
25対 1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者 5 割以上)	25		0		0.0	0円	
25対 1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者 5 割未満)	50		0		0.0	0円	
50対 1 急性期看護補助体制加算	50		0		0.0	0円	
75対 1 急性期看護補助体制加算	75		0		0.0	0円	
A211 特殊疾患入院施設管理加算	10		0		0.0	0円	
A214看護補助加算 ※同一病棟については、以下のいずれか 1 つの加算項目にのみ計上すること。							
看護補助加算 1	30		0		0.0	0円	
看護補助加算 2					0.0	0円	
看護補助加算 3					0.0	0円	
A106 障害者施設等入院基本料の「注 9」に規定する 看護補助加算又は看護補助体制充実加算	30		0		0.0	0円	
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注 4」に規定す る看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算	25		0		0.0	0円	
上記、診療報酬を算定する病棟以外で勤務する 看護補助者の数及び賃上げ額				1.8			48,930円
合計				23.1人	合計	559,000円	合計 613,722円

【記載要領】

- 1 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- 2 (B) 欄については、病棟毎の令和 6 年 2 月から 5 月までの間における 1 日平均入院患者数を記載すること。
- 3 (C) 欄については、(B) 欄の 1 日平均入院患者数を(A)欄の基準値で除して小数第 1 位以下の端数を切り上げたものに 5 を乗じた数とする。
- 4 (D) 欄については、令和 6 年 2 月から同年 5 月までの各月における賃金改善を行った看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4 で除して平均人数を算出すること。
- 5 (F) 欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てるものであること。
- 6 (G) 欄については、各診療報酬を算定する病棟に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和 6 年 2 月 1 日から 5 月 31 日までの合計額（4 ヶ月分）を記載すること。